大阪府医師会(公印省略)

## マスク着用の考え方の見直し等(特に医療機関における取扱い)について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年2月13日付で日本医師会通知(マスク着用の考え方の見直し等について)をご案内 したところですが、このたび大阪府より標記通知(厚生労働省事務連絡)がありましたので 情報提供いたします。

特に医療機関におけるマスク着用の取扱いについて、下記のとおり記載されています。 貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。 (通知類は大阪府ホームページをご参照ください)

記

- ●2月10日付け厚生労働省事務連絡の2において、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨することとされていること。
  - (1) 医療機関受診時
  - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※)に乗車する時(当面の取扱)
- ※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。 〇 2月10日付け同上事務連絡の4において、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中(※)のマスクの着用を推奨することとされていること。引き続き、マスクの着用をはじめ、院内感染対策の適切な実施にご尽力いただきたいこと。 ※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関の管理者が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、患者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。

## ●各種通知掲載先

検索エンジンで「大阪府 令和4年度感染症法関係通知」でもアプローチ可能です。 https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa4nentuti.html



●大阪府通知に関する問い合わせ先

大阪府健康医療部感染症対策企画課 電話: 06-6944-9156